

行政文書公開決定通知書

2 観名調第 37 号  
令和 2 年 12 月 16 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和2年12月 3日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2020 年 10 月 14 日に発生した名古屋城天守台モルタル落下について、名古屋市教育委員会とやり取りした中身のわかるもの、資料として 天守台レーダー探査中モルタル落下の経緯 顛末書 (令和 2 年 11 月 16 日付 2 観名調第 34 号)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 2 年 12 月 18 日 午前 時 午後	
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	① 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴		
備 考	<p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt; 観光文化交流局名古屋城総合事務所名古屋城調査研究センター TEL 052-231-2481</p> <p>*請求のうち、「2020 年 10 月 14 日に発生した名古屋城天守台モルタル落下について、名古屋市教育委員会とやり取りした中身のわかるもの、資料」については、別途名古屋城総合事務所保存整備室においても決定処分がされます。</p>		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。


## 天守台レーダー探査中 モルタル落下の経緯

記入者：調査研究センター高橋圭也

件名	天守台レーダー探査中 モルタル落下の経緯
日時	令和2年10月14日（水）14時35分頃
場所	名古屋城 内堀 天守台石垣北面
参加者	立会い：高橋 作業：竹中土木、パスコ、応用地質
内容	<p>○概要</p> <p>令和2年10月14日、名古屋城天守台石垣北面にてレーダー探査を行っていたところ、堀底から約3mのところにあるモルタルの一部(8cm×8cm)が落下した。</p> <p>○方法</p> <p>令和2年9月3日付2観名保第100号にて申請し、2指令教文第149号にて許可を得て、天守台石垣北面に横15m、長3.5m、高9mの調査用足場を設置した。</p> <p>調査用足場の最上階から石垣面に接するようにアンテナを降下させた。降下の際はアンテナと足場最上階手摺をロープで接続し、ロープを引っ張り降下速度をコントロールする人員を1名配置した。</p> <p>また各階にアンテナを支えて降下速度や降下コースをコントロールする人員(介添者)を1～2名配置した。</p> <p>○落下状況</p> <p>アンテナが足場2層目付近(堀底から約3m地点)を降下しているときに石垣から突出したモルタルとアンテナまたはケーブルもしくはロープが接触しモルタルを破壊したと思われる。</p> <p>直接落下の様子を見た人はおらず、モルタルが石垣をつたって落下していく際の音を介添者が聞いたことで発覚した。</p> <p>モルタル片は堀底に設置してあった土木シート上に落下した。調査センター高橋と竹中土木、パスコ、応用地質が駆けつけて回収した。</p> <p>モルタル片がどこに接着していたものなのか、14日中に確認できなかったが、翌15日9時ごろに確認した。</p>

○モルタル落下の原因

アンテナの降下速度がやや速かった。

ケーブルとロープが石垣から完全に離れていなかった。

降下ルート上に危険箇所を確認してもルートの大幅変更を行わなかった。

○その後の処置

当日はその後も作業を継続した。

アンテナ降下前にルートを確認し、危険な箇所を事前に確認した。危険な箇所は介添者と学芸員で確認したうえで両者が把握し、ルートの大幅な変更を行った。

アンテナの降下速度を遅くした。

アンテナからのびるケーブルとロープは石垣に接触しないように張った。

○ 作業終了後について

作業終了後、石垣からモルタルが落下したことを調査研究センター副所長に報告し、副所長と高橋で現地確認を行ったが、薄暗くなっており、現地の状況を把握することができなかった。また、副所長から佐治所長に報告した。

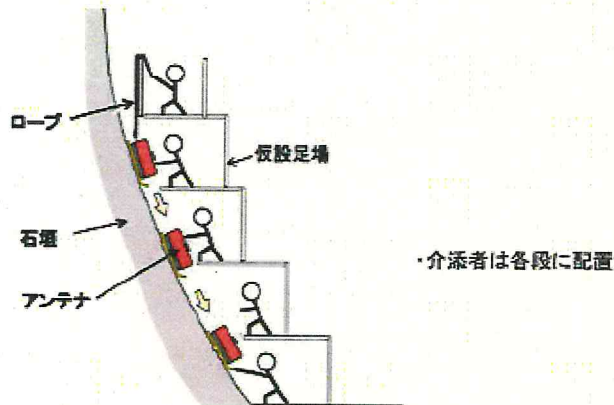
副所長から保存整備室、竹中土木に連絡し、調査研究センター内会議室で竹中土木から経緯の説明を受けた。時間が遅く、現地確認もできていなかったため、翌日文化財保護室に連絡することとした。

翌15日、改めて調査研究センターから副所長、高橋、木村、大西が現地を確認し、作業の中止を指示した。14時に文化財保護室から深谷、真鍋が来城し現地確認の上、作業の再開についてはさらなる協議のうえで検討するとした。

○次回以降の改善点

次回以降は横方向にアンテナを動かすため、今回より難易度や危険性が大幅に低下すると思われる。今回、モルタル落下後に行ったような体制をさらに強化して探査を行う。具体的には以下に箇条書きで記した。

- ① アンテナの速度を遅くする。
- ② 探査前に各ルート上で危険個所を学芸員と作業員で確認し、テープにて表記の上探査ルートを変更する。
- ③ 介添者はアンテナをあらかじめ確認した危険個所を避けるように移動させ、学芸員は常にアンテナとその先のルートを目視で確認する。
- ④ ケーブルが石垣面に接触しないようにする。確認者を配置する。(横方向への作業のため、ロープは使用しない)
- ⑤ 介添者は落下や破損の危険性のある石垣には触れない。
- ⑥ 危険個所ではアンテナを石垣面から浮かせる。
- ⑦ 万が一破損があった際は学芸員は直ちに作業を中止させ、調査研究センター副所長、文化財保護室に連絡する。



落下したモルタル片



破損個所

2 観名調 第 34 号  
令和 2 年 11 月 16 日

文化庁長官 殿

住 所 名古屋市中区本丸 1 番 1 号  
名古屋城総合事務所  
氏 名 所長 佐治 独歩



特別史跡名古屋城跡のき損届の遅延に係る顛末書について

標記のことについて下記のとおり報告します。

### 顛 末 書

#### 1. き損の経緯

令和 2 年 10 月 14 日、名古屋城大天守台石垣北面にて、レーダー探査を行っていたところ、堀底から約 3m のところにあるモルタルの一部 (8×8cm) が落下した。

調査に先駆けて、天守台石垣北面に、長さ 15m・幅 3.5m・高さ 9mの調査用足場を設置し、レーダー探査は、足場最上階から石垣に接するようアンテナ部分を降下させて行った。

探査の際に機器に付属する送受信アンテナが、足場 2 層目を降下している際に石垣面から突出したモルタルとアンテナまたはケーブルもしくはロープが接触し、破片の落下を招いたと思われる。

#### 2. き損届遅延の要因

現状確認後、き損届手続きに入り、この時点で迅速な処置に心がける必要があるところ、史跡の現状変更許可申請と同様に慎重に手続きを行う方に重心をかけ、なおかつ複数の課室にわたるやりとりの中で手間取ったことにより、届出の法定期限を遵守することができなかった。また、さらに処置が他の業務より、後回しになったため、き損届の提出が遅延することとなった。

(裏面に続く)

### 3 再発防止策

かような事態を引き起こしたことを深く反省し、対策として届出の法定期限の趣旨を全職員が十分理解するよう教育を徹底し、関係職員間で迅速な情報の共有と周知を図り、届出の法定期限を遵守し、遅延のない進捗管理及びき損届のファイルを新設して、関係書類の管理を行います。

担 当：名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所  
調査研究センター Tel052-231-2481